

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項の規定による届出がありましたので、条例第6条の規定により、次のとおり公告します。

なお、条例第8条第1項の規定により、当該建築計画について意見を有する方は、提出期限までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成23年4月20日

京都市長 門川 大作

1 特定建築主の氏名及び住所

山田矩規子，山田健嗣

京都市右京区鳴滝音戸山町6番地の38及び23番地

2 建築計画に係る敷地の地名，地番及び面積

京都市右京区鳴滝音戸山町6番地の38及び23番地

771.90平方メートル

3 申請建築物の主な用途及び最高の高さ

一戸建ての住宅（離れ）

11.363メートル

4 概要書の縦覧の場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部風致保全課

平成23年4月20日から平成23年5月16日まで（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）

5 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限及び提出先

平成23年4月20日から平成23年5月23日まで

当該建築計画について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び当該建築計画の内容についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市景観部風致保全課に提出してください。

6 問い合わせ先

京都市都市計画局都市景観部風致保全課

電話番号 075-222-3475

(都市計画局都市景観部風致保全課)